

専門医にゆーす No. 10

公益社団法人 日本小児科学会 会長 五十嵐 隆
中央資格認定委員会 委員長 杉原 茂孝

専門医資格更新免除制度の廃止について

厚生労働省からの直接の指導に従いまして、小児科専門医規則細則が変更され、17条の3に「更新免除の認定をうけたものは広告ができない」との一文が追記されました(2011年6月23日 小児科専門医制度に関する規則細則の一部変更)。その後、17条の2と3を削除し、更新免除の制度が廃止となりました(2012年2月19日 小児科専門医制度に関する規則細則の一部変更)。

従来、更新免除を受けた方には日本小児科学会会員である限り専門医資格を終生保有することをお認めして参りましたが、厚生労働省の専門医制度についての厳格な指導により、更新を義務付けられることとなります。今後は年齢にかかわらず臨床に携わっている専門医の方は研修集会等にご出席いただくか、小児科学会ホームページ内のJPSオンラインセミナーを受講して更新単位を取得し、資格更新をしていただく必要があります。

以上のような制度変更に伴い、更新免除の方への特別措置といたしまして、今後2年間(2014年3月末日まで)で、専門医資格の更新再認定を行います。なお、更新再認定に関する手続き等は新宿事務所にお問い合わせください。

問い合わせ先

東京都新宿区西新宿5-25-11 和光堂 日本小児医事出版社内
専門医新宿事務所 TEL: 03-5388-8090 FAX: 03-5388-5193
メールアドレス: jps-senmonni@jpeds.or.jp